

山口県報

令和 6 年
12 月 17 日
(火曜日)

目 次

○ 条例	
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	二
山口県セミナーパーク条例の一部を改正する条例	一六
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	一七
山口県営住宅条例の一部を改正する条例	二一

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十七日

山口県条例第四十七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第三項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）の職員となり」に改める。

附則第十項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

山口県知事 村 岡 嗣 政

附則第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項、第十項及び第十一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四十八号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表十六の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請等手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請等手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証」を「第一種大麻草採取栽培者免許証」に、「七千四百円」を「二万六千六百円」に改め、別表第一の11の表十三の項を次のように改める。

十三	運転経歴証 明書の交付		運転経歴証明書の交 付又は再交付	一件につき	千百五十円 九百円
	運転経歴証 明書交付手 数料				

等に関する 事務	運転経歴情報 記録手数料	運転経歴情報の記録	一件につき
-------------	-----------------	-----------	---

別表第一の11の表十四の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千五百五十円」に改める。

別表第二の二の項一般旅券発給申請等手数料に関する部分を次のように改める。

一般旅券発給申請等手数料	一般旅券の発給	二千三百円
	一般旅券の渡航先の追加	（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四千三百円）
	備考	三百円
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給の申請をする場合の手数料の金額は、四百円を前記の手数料の金額から減じた金額とする。		

別表第二の六の項運転免許試験手数料に関する部分中	千五百五十円		千六百五十円
	(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十三条の六の		
	を		
	(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証又は道路交通法第九		

に、「四千百円」を

「三千九百円」に、「六千六百元」を「六千九百円」に、

二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許の更新を受けること
が、試験に合格した者に対しては、八百円

千七百五十円

（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許の更新を受けることができない者に対しては、八百円）
（公安委員会が提供する自動車を使用する場合は、三千三百五十円）

を

十五條の二第二項（以下「新免」といふ。）の試験に合格した者に対しては、七百五十円

千九百円

（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許の更新を受けることができない者に対しては、七百五十円）
（公安委員会が提供する自動車を使用する場合は、三千三百五十円）

に、「二千六百元」

を「二千八百円」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に、

（道路交通法施行令第三十三号）に掲げるやむを得ない理由に、
掲げるやむを得ない理由に、
のたためるやむを得ない理由に、
を受けることのできない理由に、
を受けることのできない理由に、
つた者に対する試験にあ

千七百五十円

（道路交通法施行令第三十三号）に掲げるやむを得ない理由に、
掲げるやむを得ない理由に、
のたためるやむを得ない理由に、
を受けることのできない理由に、
を受けることのできない理由に、
つた者に対する試験にあ

千五百円

千七百円

（道路交通法施行令第三十三号）に掲げるやむを得ない理由に、
掲げるやむを得ない理由に、
のたためるやむを得ない理由に、
を受けることのできない理由に、
を受けることのできない理由に、
あつた者に対する試験にあ

千八百五十円

（道路交通法施行令第三十三号）に掲げるやむを得ない理由に、
掲げるやむを得ない理由に、
のたためるやむを得ない理由に、
を受けることのできない理由に、
を受けることのできない理由に、
あつた者に対する試験にあ

千六百元

千八百円

に、「四千八

六

自動車を使用して受ける場合に於ては、五千五百円）

千九百五十円
（公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、二千七
百五十円）

（公安委員会が提供する
自動車を使用して受ける
場合にあつては、三千五
百五十円）

に、「千円」を「千百円」に改め、同項運転免許技能検査手数料に関する部分中「三千九百円」を「三千九百五十

十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」

第一種運転免許又は
第二種運転免許に係
る免許証の交付

(1) 道路交通法施行令第三十二条の六に掲げるやむを得ない理由のため、運輸免許証の更新を受けることができないかつ、道路交通法第九十七条の二第(一)項第三号に該当し、同項の規定の適用を受けたものに係るもの

一件につき

（一の種類の運轉免許に
係る免許証に係る事項を記
運轉免許の種類の運轉記
載に係る種類の交付に
許しに係る免許の交付に
代える場合に於ては、
千七百円に當り、該他の種
類の運轉免許に係る事項
を記載するごとに二百円
を加算した額）

（一の種類の運転免許に
係る免許証に他の種類の

に改め、同項運転免許証交付等手数料に関する部分中

[illegible]

(2) 更新時不交付 申出をする場合		(3) 九十五條の二第 六項の規定によ る申出をする場 合(特定試験免 除者に係る記録 に限る。)	(4) 九十五條の二第 六項の規定によ る申出をする場 合(特定試験免 除者に係る記録 を除く。)	道路交通法第九 五條の三の規定 により読み替へ て適用する第二 項の規定又は同 法の第九十二條 の規定による免 許情報記載の書 換え	(1) 運転免許証 (仮運転免許に 係るものを除く 。)	情報記録個人番 号カードを有す る者に係るもの	(2) その他のもの
一件につき		一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
と同時に記録を受ける場 合にあつては、百円)		八百円	(複数免許取得者に係 る)千五百五十円 記録にあつては、千三百 五十円に与える運転免 許一種類ごとに二百円を 加算した額)	(複数免許取得者に係 る)千五百五十円 記録にあつては、千三百 五十円に与える運転免 許一種類ごとに二百円を 加算した額)	百円	千五百五十円 (複数免許取得者に係 る)千三百五十円 記録にあつては、千三百 五十円に与える運転免 許一種類ごとに二百円を 加算した額)	千五百五十円 (複数免許取得者に係 る)千三百五十円 記録にあつては、千三百 五十円に与える運転免 許一種類ごとに二百円を 加算した額)

	(1)	道路交通法第百一条の二による經由地公安委員会を經由して行ふ更新申請書の提出（以下この項において「經由申請」という。）をする場合	一件につき	二千七百五十円
	(2)	更新時不交付申出をする場合（經由申請を除く。場合を除く。）	一件につき	千三百円
	(3)	經由申請及び更新しなない場合 更新時に同時に免許情報記録の有効期間に間にあつた場合に、 間接的に許可を受ける場合を除く。	一件につき	二千八百五十円
		免除情報記録の有効期間に間にあつた場合に、 間接的に許可を受ける場合を除く。 （道路交通法第百一条の）		百五十円に与える運転免許一種類ごとに二百円を加算した額）

に改め、「優良運転者」の下に「又は一般運転者」を

(1) 經由申請をする場合	一件につき	二の二第三項の規定による申出（以下この項において「經由地書換申出」という。）をする場合に於ては、千円）
(2) その他の場合	一件につき	二千百円
(1) 經由申請をする場合	一件につき	（經由地書換申出をする場合に於ては、二千五百円）
(2) その他の場合	一件につき	二千九百五十円

加え、

五百五十円

二千三百五十円

を

（經由地書換申出をする
場合にあつては、千七百
円）七百五十円

二千二百五十円

に改め、同項運転技能検査手数料に関する部分中「三千五百五十円」を

[illegible]

円」を「二千四百円」に改め、同備考4中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同項教習指導員資格者証交付等手数料に関する部分中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に、「一万千八百五十円」を「一万二千円」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同部分の備考1中「二千四百円」を「三千円」に、「百五十円」を「二百円」に、「四千円」を「三千八百円」に、「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同備考2中「九百円」を「九百五十円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同備考3中「千百円」を「千三百五十円」に、「更に百五十円」を「更に五十円」に改め、同備考3の一中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同備考3の四及び五中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同備考4中「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に、「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に、「二千五十円」を「二千百円」に、「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同項運転

免許等講習手数料に関する部分中

七百五十円

を

八百五十円

に、「二千三百五十円」を「二千四百円」

に、「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「二千八百円」を「三千五十円」に、「四千百五十

円」を「四千三百円」に、

四千円

を

四千二百円

に、「三千百円」を「三千二百円」に、

千五百円

千七百五十円

千四百円

を

千八百五十円

に、「二千百五十円」を「二千三百円」に、「二千五十円」を「二千百五十

七百五十円

九百円

円」に、「二千七百円」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、

五百円

を

(オンライン講習にあつては、二百円)

に、

九百円」を「二千九百五十円」に、	(4) 違反運転者等 (国家公安委員 会規則で定める 道路交通法施行 令第三十三条の 七第二項の基準 に該当しない者 に限る。)に對するもの	(3) 違反運転者等 に對するもの	八百円
資(運転者の資質の向上に 場する活動の体質を九千五 合にあつては、九千五 十円)	一人につき	一人につき	(オンライン講習にあつては、二百円) 八百円
を	(オンライン講習にあつては、二百円) 八百円	(国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に對するものにあつては、八百円)	千三百五十円
に、 「三千二百五十円」を「二千六百円」	に、 「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「二千	を	

に、

「道路交通法第百八条
の二第一項第十五号
又は第十六号に掲げ
る講習

一人一時間につき

二千円

を

「道路交通法第百八条 の二第一項第十五号 に掲げる講習	一人一時間につき	二千百円
道路交通法第百八条 の二第一項第十六号 に掲げる講習	一人一時間につき	二千五十円
に改め、同項初心運転者講習等通知手数料に関する部		

分中「九百円」を「千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 別表第一の11の表の改正規定並びに別表第二の二の項及び六の項の改正規定 令和七年三月二十四日

(経過措置)

2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者の登録事項の変更の届出及び大麻草採取栽培者免許証の再交付の申請に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

3 改正法附則第七条の規定による申請（改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の免許に係るものに限る。）に係る手数料の徴収については、改正後の山口県使用料手数料条例の規定の例による。

山口県セミナーパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月十七日

山口県条例第四十九号

山口県セミナーパーク条例の一部を改正する条例
山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中

大 研 修 室

	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	三千百八十円 四千二百五十円 六千六百七十円 七千四百三十円 一万四千百円 千三百二十円
--	---	---

を

山口県知事 村岡 嗣 政

大 研 修 室	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	三千百八十円 四千二百五十円 六千六百七十円 七千四百三十円 一万四千百円 千三百二十円
	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで	二千五百四十円 三千四百十円

に改め、「第二〇五号室」及び「第二〇六号室」を

中 研 修 室	
午後五時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	五千三百二十円 五千九百五十円 一万二千二百七十円 千四十円

削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十七日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五十号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号中「別表第五」を「別表第三」に、「別表第六」を「別表第四」に改め、同号を同条第二号とする。

第三条中「別表第七」を「別表第五」に、「別表第八」を「別表第六」に改める。

附則第一項ただし書中「から第四項まで及び第六項」を「及び第三項」に改める。

附則第四項の前の見出し及び同項から附則第六項までを削る。

附則別表第一から附則別表第三までを削る。

別表第一中

鉱業に係るもの

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第一号、第五十八号又は第六十号に掲げる施設（第一号に掲げる施設にあつては水洗炭業、第五十八号に掲げる施設にあつてはうわ葉製造業の用に供する施設を除く。）

を

一八

						五					
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

及び

二	二	二									
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を削り、

の溶解サルファイトパルプ製造業に係るもの	のもる係
	その他のもの
	○間平均一〇
	平九〇(日間 均七〇)
○間平均九	
	二〇

		五	五	五
		一 〇	一 〇	
		一 〇	一 〇	
		二	二	

五
一 〇
五

を

一 〇

に、

--	--	--	--	--	--	--	--

						二	二
--	--	--	--	--	--	---	---

を

に改める。

別表第三及び別表第四を削り、別表第五を別表第三とする。

別表第六亜鉛含有量の欄、クロム含有量の欄及び^ふ弗素含有量の欄を削り、同表を別表第四とし、別表第七を別表第五とする。

別表第八亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項中「五」を「二」に改め、同表^ふ弗素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項を削り、同表中

大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個）	日間平均三、〇〇〇
--------------------------	-----------

を

大腸菌数（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均八〇〇
-----------------------------	---------

に改め、同表を別

表第六とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第八の改正規定（同表を別表第六とする部分を除く。）以外の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十七日

山口県条例第五十一号

山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

桜	県	営	住	宅
〃				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県知事 村岡 嗣 政